

はじめに



本市では、平成23年3月に「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」を策定し、市民の皆様を始め、関係団体、事業者等の皆様方と協働して、地域福祉を推進しております。

近年、超高齢社会や核家族化の進行、高齢者世帯や単身世帯の増加等に伴う家族形態の変容は、家族・地域のつながりや支え合いの希薄化をもたらすとともに、日常生活における課題への助け合いをも困難にするなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

誰もが住み慣れた地域で、地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせることは、全市民の共通・普遍の願いであり、その実現には、市民、団体、事業者、行政等の地域福祉に関わる全ての人がより一層連携し支え合うことが重要です。

そしてこの度、多様化・複雑化する地域課題に的確に対応するため、これまで取り組んできた施策の成果を踏まえるとともに、一層ステップアップした活動や事業を展開していく指針となる「みんながつながる地域福祉プラン（第三次寝屋川市地域福祉計画）」を策定いたしました。

本計画では、市として先導的に取り組む事項を定め、地域福祉の積極的な推進を図るとともに、「“おたがいさま”でみんながつながり、“地域の福祉”を高めよう」を推進目標とし、市民、団体、事業者等の皆様と市が力を合わせて、計画の効果的な推進に取り組むことを目指しています。

計画の推進に当たりましては、市民の皆様を始め、地域で活動している団体、事業者の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なる御尽力をいただきました寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員の皆様を始め、アンケート調査等において貴重な御意見をお寄せいただいた多くの市民・関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

寝屋川市長 **北川清夫**

目 次

第1章 寝屋川市の地域福祉	1
1 地域福祉とは	1
2 この5年間の動向と課題	2
第2章 計画の基本的事項	8
1 計画策定の目的	8
2 計画の位置付け	8
3 計画の期間	8
4 計画の策定方法	8
5 計画の推進方法	9
第3章 地域福祉の推進方向	10
1 地域福祉の推進目標	10
2 取組の柱	10
3 役割分担と協働の考え方	14
4 エリアごとの取組と連携の考え方	17
計画の体系	19
第4章 取組の方向	20
【取組の方向として示したこと】	20
【取組の体系】	21
《活動や事業》ごとの【取組を進める上で共有する視点】 及び【市が取り組む方向】	22
第5章 先導的に取り組む事項	26
資料	32
計画策定の経過	32
寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則	33
寝屋川市地域福祉計画推進委員会名簿	34
地域福祉に関する市民アンケート調査の結果	35
用語説明	43

1 地域福祉とは

地域福祉の「地域」という言葉には、これからの中を充実していく上での、様々な思いが込められています。

この計画では、前計画(※)の考え方を継承し、「地域福祉」を「誰もが【地域】とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、【地域】の力を合わせて、【地域】に合った福祉をつくる」ための様々な取組と考え、推進します。

これは、

誰もが【地域】とつながりをもって

… 誰もが、日常の生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

… 「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

【地域】の力を合わせて

… 市や関係機関の公的な制度に基づく取組を土台に、市民、団体、事業者等も「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切にし、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かい支援を行います。

【地域】に合った福祉をつくる

… 国、大阪府の制度等も活用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

そのために、

「**ちいき**」に関わる様々な人たちの力で、

「**ふ**」だんの

「**く**」らしの

「**し**」あわせを支え合おう！ を合言葉に、

一人一人が「できること・したいこと」に取り組みましょう。

※ 本市では、平成17年3月に「寝屋川市地域福祉計画」を、また、平成23年3月に前計画となる「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」を策定しました。

2 この5年間の動向と課題

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定した平成23年からの5年間、本市の地域福祉を取り巻く状況は変化し、市民生活等にも影響が現れています。

① 高齢化が一層進行し、特に後期高齢者（75歳以上の人）の割合が大きくなっています

本市の高齢化率（65歳以上の市民の割合）は、平成23年10月の22.6パーセントから、平成27年10月には27.2パーセント、平成32年には28.7パーセントになり、平成37年にかけてほぼ横ばいで推移すると推計しています。

また、高齢者のうち後期高齢者の割合は、平成23年10月の39.0パーセントから平成27年には41.7パーセント、平成37年には62.4パーセントと大幅に上昇し、人数も平成27年の27,219人から平成37年には40,464人に増加すると推計しており、今後、介護、医療、様々な生活支援サービス等のニーズの増加が予測されます。

一方、地域の福祉活動等で大きな役割を担っている前期高齢者数（65歳以上、75歳未満の人数）は減少すると推計していることから、高齢者を含め、様々な世代が担い手として参加できる取組を進めていく必要があります。

こうした状況に的確に対応するため、様々な支援を一体的に行う「地域包括ケア」を地域の力で推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

② 子ども・子育てへの支援が一層求められています

本市の合計特殊出生率（※1）は、平成20～24年は1.44とそれまでよりもやや上昇し、全国及び大阪府の平均値（※2）を上回っています。しかし、15歳未満の年少人口は、平成23年10月の31,998人から平成27年10月には29,857人に、平成37年には26,498人に減少すると推計しており、より一層、安心して子どもを産み、育てられるための支援を充実することで、少子化を食い止め、活力あるまちづくりにつなげていくことが重要です。

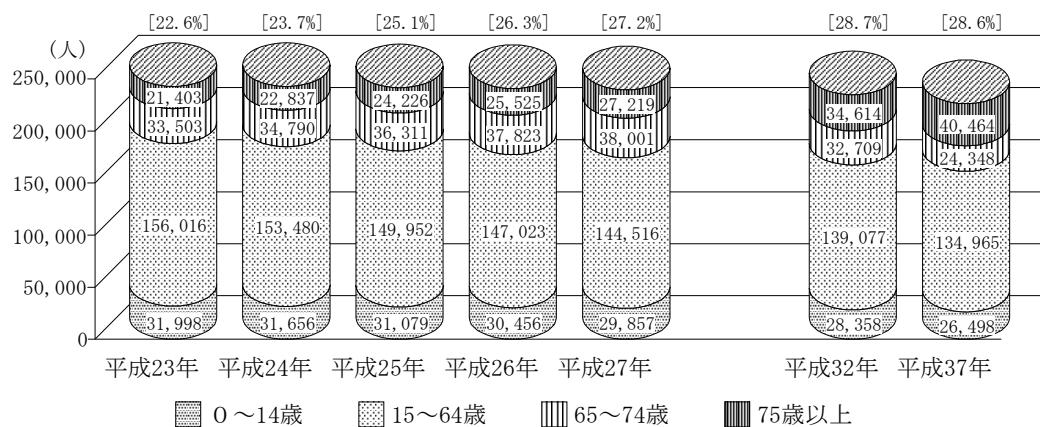
また、家族や地域のつながりが変化する中、孤立して子育てをしている人等への支援を、地域一体となり行うことで、子育ての負担の軽減等を一層図る必要があります。

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数です。

※2 人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）によると、平成20～24年の合計特殊出生率の全国平均値は1.38、大阪府の平均値は1.32です。

前計画策定後の人団の推移と今後の推計（各年10月）

[] は高齢化率



※ 平成23から27年までは住民基本台帳による人口です。また、平成32、37年は「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2015～2017）」での推計値です。

③ 地域に根ざした相談窓口やサービスが充実してきています

日常の生活、介護、子育て等の支援ニーズが多様化する中、より地域に根ざした支援を推進するため、福祉制度は地域の力と連携する方向で改正されています。

前計画策定後地域福祉に関する主な制度の動向

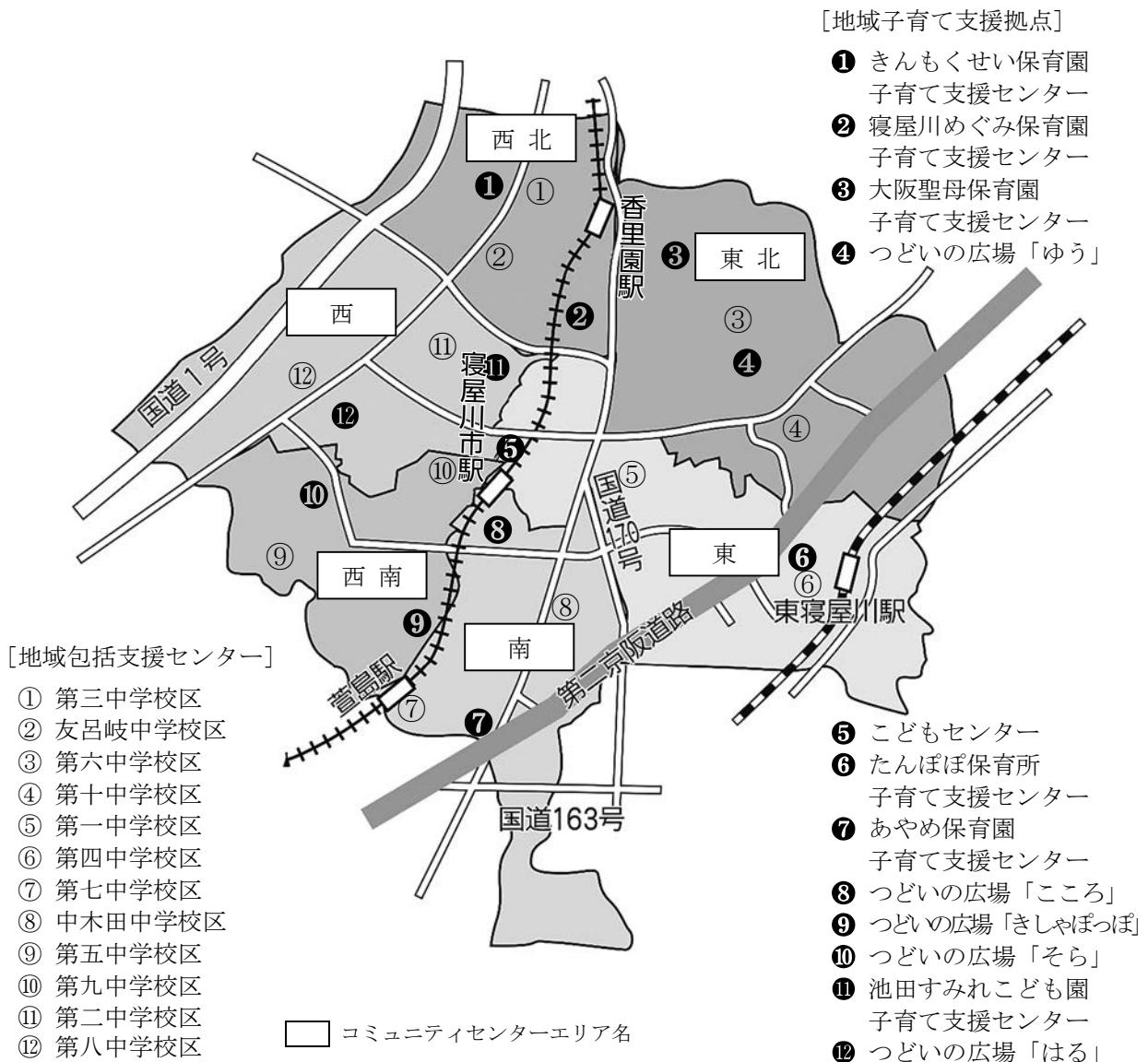
平成23年6月	介護保険法が改正 N P O 法が改正（平成24年4月に施行）
8月	障害者基本法が改正
平成24年8月	社会保障制度改革法が施行 子ども・子育て関連3法が成立（子ども・子育て支援新制度は平成27年4月に開始）
10月	障害者虐待防止法が施行
平成25年4月	障害者総合支援法が施行
6月	障害者差別解消法が成立・障害者雇用促進法が改正（平成28年4月に施行） 精神保健福祉法が改正（平成26年4月に施行） 災害対策基本法が改正
12月	生活困窮者自立支援法が成立（平成27年4月に施行） 社会保障改革プログラム法が成立
平成26年5月	難病医療法が成立（平成27年1月に施行）
6月	介護保険法が改正・医療介護総合確保推進法が成立（平成27年4月に施行）

こうした状況を踏まえ、本市では、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、2中学校区（4小学校区）ごとのコミュニティセンターエリアを介護保険制度の「日常生活圏域」、本市子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」と定めるとともに、このエリアを基盤に、地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行う、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会が配置しています。

また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、地域子育て支援拠点である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置するなど、より地域に密着した福祉の充実を図っています。

こうした取組や拠点をいかすため、市民、団体、事業者等の地域福祉活動と連携することにより、身近な地域で支え合える仕組みづくりを進めていくことが重要です。

コミュニティセンターエリアと地域包括支援センター・地域子育て支援拠点



④ 公民の協働による取組が一層進んでいます

本市では、校区福祉委員会、ボランティア団体、NPO等により、様々な地域福祉活動が積極的に展開されるとともに、福祉や生活に関わるサービスを提供する事業者等との連携も広がり、公民協働による地域福祉が推進されています。

平成27年4月には地域協働協議会が全小学校区で設立され、地域福祉活動においても協働して取り組むことが重要です。

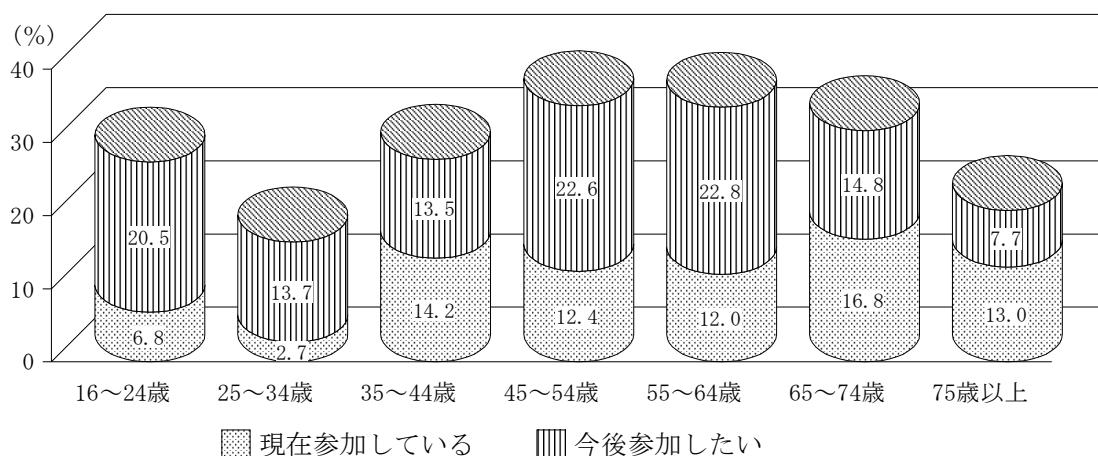
⑤ 地域福祉の担い手の確保が課題となっています

新たな協働の取組が求められる背景の一つに、就業環境の変化等により、若い人が地域の活動に参加しにくいなど、地域の担い手の固定化・高齢化があります。しかし、平成27年7月に実施した市民アンケート調査（※）の結果では、地域の活動に「参加したい」という意向をもつ人は各年代を通して少なくないことが示されており、これまで以上に、各々のライフスタイルに応じて参加できる活動づくり、参加の呼び掛け等を進めていく必要があります。

また、福祉、介護、子育て等のサービスの担い手不足も深刻な課題となっており、福祉の仕事に就く人を増やし、働き続けられるための支援や環境づくりを積極的に進めていくことが重要です。

※ 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査～第三次地域福祉計画の策定に向けた調査～

福祉に関する活動への参加の状況と今後の意向（市民アンケート調査の結果より）



※ 「身近な地域での福祉活動」、「ボランティア・NPOなどの活動」、「当事者活動」のいずれかに、現在参加している人、今後参加したいと回答した人の割合を示したものです。

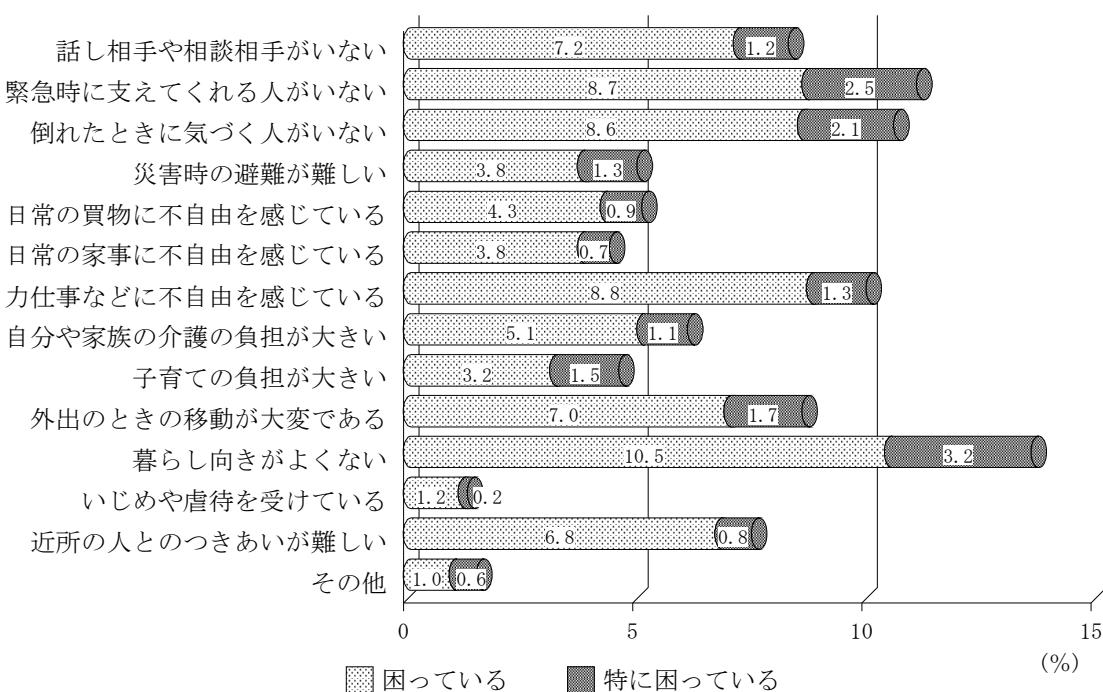
⑥ 生活に困窮するリスクの高い人の増加、虐待、孤立死等の深刻な事象が増えています

家族や地域のつながり、経済、雇用環境などが変化する中、生活に困窮するリスクの高い人の増加、高齢者、障害者、児童等への虐待、一人暮らしの人の孤立死等の深刻な事象が増えており、市民アンケート調査の結果でも、地域で生活する上での様々な“困りごと”を抱え、今後に不安を感じる人が少なくなっています。

本市では、地域や福祉事業者の連携による一人暮らし高齢者の緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を社会福祉協議会が先駆的に実施するとともに、平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施しています。また、関係機関等が密接に連携し、虐待等の早期発見と早期対応に取り組んでいます。

こうした生活支援や課題解決に資する取組をより一層充実し、多様化する課題に効果的に対応していくことが重要です。

日常生活で困っていること [複数回答] (市民アンケート調査の結果より)



※ 調査票の選択肢順に図示しています。

※ 「その他」の記述回答では、各選択肢の“困りごと”の具体的な内容と共に、将来の生活（生計、介護、移動等）に関する様々な不安が挙げられています。

⑦ 災害、犯罪、事故等から市民を守る安全なまちづくりが一層求められています

近年、各地で大雨等の自然災害が多発する中、今後発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害への備えを進めるに当たっては、市民一人一人の防災意識や備えを高めるとともに、福祉的な支援が必要な人への対応等を想定した防災対策を行うなど、より幅広く市民の生命と生活を守る取組が重要です。

また、犯罪、事故等から、弱い立場に置かれるがちな高齢者、障害者、児童等の安全な生活を確保するため、より一層、地域資源をいかした取組を推進していくことが重要です。

⑧ 地域の力で支援する取組をつなぎ、発展させていくことが重要です

本市では、高齢者分野の「地域ケア会議」、障害者分野の「自立支援協議会」、児童分野の「子ども・子育て会議」など、市と市民、団体、事業者等との協働の仕組みをいかした保健福祉の取組を進めています。

こうした取組を、地域福祉の視点で効果的に連動させ、制度の狭間にも対応した仕組みを構築するとともに、対象者やサービスが重なる部分については調整を行うなど、より一層、効率的かつ効果的に取組を推進していくことが重要です。

**こうした変化にも的確に対応していくため、
第二次計画の取組の成果と課題も踏まえ、
更にステップアップした取組を進めましょう！**



1 計画策定の目的

前計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、前計画に基づく取組の成果、課題を踏まえるとともに、今後の本市の地域福祉を取り巻く状況の変化等にも的確に対応するため、一層ステップアップした活動や事業を展開していく指針として、みんながつながる地域福祉プラン(第三次寝屋川市地域福祉計画)を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、本市の地域福祉を推進するため、社会福祉法（第107条）に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

(2) 「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画

本計画は、「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画であり、第五次総合計画の基本構想及び平成28年度からスタートする後期基本計画と整合性を図ります。

(3) 分野別計画等を効果的に連携させ推進するための“保健福祉のマスタープラン”

保健福祉に関する分野別計画等を、地域福祉の視点で連携させ効果的に推進するため、本計画を“保健福祉のマスタープラン”として位置付け、基本的な方向性、福祉分野での協働を進める仕組みや基盤づくりの取組等を定めます。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とします。

4 計画の策定方法

本市の地域福祉に関わる市民、団体、事業者、市・関係機関等の様々な主体の思いを反映するため、市民アンケート調査等により広く意見を集約しながら、市民、地域福祉に関わる団体等で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で意見交換等を行い、計画を策定しました。

5 計画の推進方法

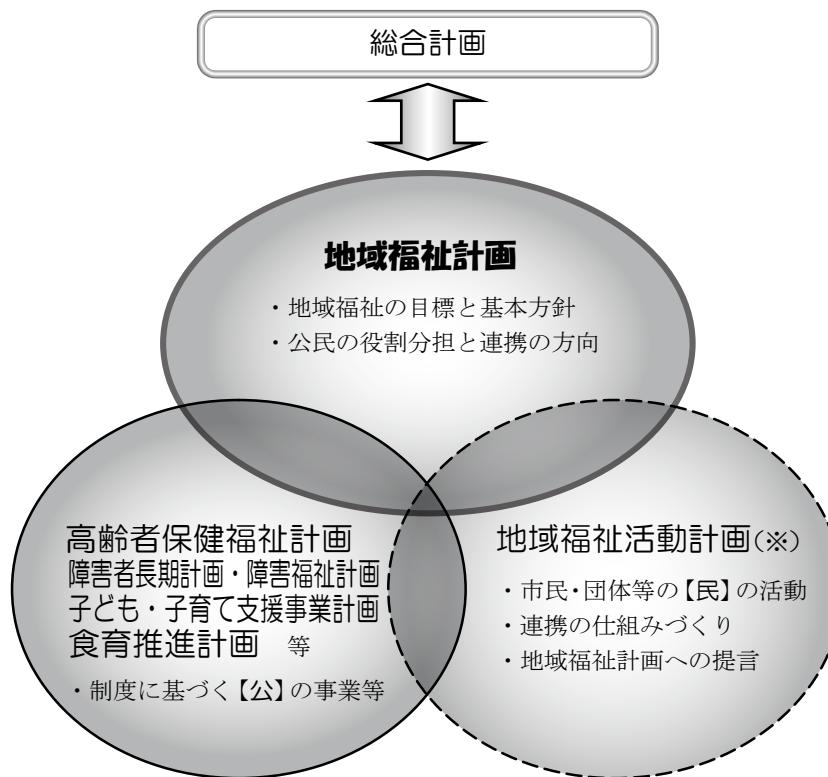
「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」において、適宜、計画全体の推進方法の検討、進捗状況の評価、更なる推進等について協議し、P D C I サイクル（※）による効率的かつ効果的な施策・事業の推進を図ります。

また、本計画に基づく活動や事業を具体的に推進するため、地域福祉関係者の参加の下、テーマや地域ごとの協議の場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

府内推進体制として関係部局による「(仮称) 地域福祉推進会議」を設置し、第三次地域福祉計画に基づく施策・事業を計画的に実施します。

※ 計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

計画の位置付け



※ 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼び掛け役となり、【民】（市民・団体・事業者等）が取り組む活動を定める計画です。

(社会福祉法第107条)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

1 地域福祉の推進目標

“おたがいさま”でみんながつながり、 “地域の福祉”を高めよう！

地域福祉は、地域で生活していく上で、誰にでも起こり得る“困りごと”を、それが「できること・したいこと」で解決し合う取組です。

市民や団体が、また、事業者、市・関係機関等も“おたがいさま”的な気持ちでつながり、力を合わせて、“高い目標を目指す福祉のまちづくり”を進めます。

2 取組の柱

《地域福祉の推進目標》の実現を図るため、市、関係機関等が法律、制度等に基づき行う「公的なサービス」と、市民、団体等が主体的に取り組む「地域福祉活動」とが効果的につながるよう、地域で安心して暮らせる仕組みや基盤づくりを一体的に進めます。

そのため、前計画の成果と課題を踏まえ、更に発展させた10本の《取組の柱》を設定し、相互に関連付けながら推進します。

※ 以下、項目の順序は取組の優先度を示すものではありません。

① 生活の“困りごと”に対応する

地域福祉の最大の目的は、誰もが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、日常の生活、介護、子育て等における様々な“困りごと”に対応することです。

少子高齢化の進行、家族機能の変化等による福祉ニーズの多様化・複雑化、制度の狭間等に対応するため、公と民の力を効果的に連携させ各取組を推進します。

また、様々な問題の重複、社会からの孤立等により、生活に困窮するリスクが高い人が増えている中、市民一人一人のニーズへの対応や“困りごと”が起りにくく地域づくりに取り組むとともに、地域で安心して暮らせる“住まい”を確保できるよう、整備や支援を進めます。

② ニーズに気付き、支援につなぐ

日常生活の“困りごと”を予防し、また、起きてしまった場合に的確に対応するため、自分自身や周りの人が“困りごと”に気付き、適切な対応や支援につなぐ取組を推進します。

そのために、“困りごと”に気付いたときや将来に不安を感じたとき、気軽に相談できる窓口や、地域等での相談活動の充実を始め、相談すれば適切な機関や支援につながる相談窓口、活動等のネットワークの充実を図ります。

また、既存のサービス、活動では解決困難な“困りごと”に、複数の機関等が協働して対応するため、分野を超えて話し合い、新たな資源、制度等を創出する仕組みを構築します。

③ 地域福祉を知る、学ぶ

一人一人が地域福祉の“受け手”・“担い手”として関わられるよう、本市での取組等の情報を積極的に発信します。

また、必要な情報が、必要な人に、必要なときに伝わるよう、様々な方法で伝達するとともに、自ら情報を受け取る意識を高めます。

そのほか、地域福祉の理解を一層深め、“受け手”・“担い手”としての実践（困ったときには適切に支援を受け、一人一人ができることで担い手ともなる）に結びつけるため、学校、地域、会社等の様々な場で、地域の福祉ニーズや活動に即した実践的な福祉学習を推進します。

④ 健康と生きがいを高める

一人一人がライフステージに応じた心と身体の健康づくり、介護予防の取組等を主体的に進めるよう、地域や仲間で呼び掛け取り組むとともに、保健・医療の関係機関等が連携し、より一層効果的に推進します。

健康で生きがいのある生活を送る上で、地域及び社会とつながりをもち、生き生きと暮らすことができるよう、一人一人が生活の目標を描き実践する意識を高めます。

そのほか、各々のニーズに応じた社会参加を進めるため、支援する取組や環境づくりを推進します。

⑤ 地域福祉の担い手を充実する

地域福祉の担い手を充実するため、様々な世代の人が「できること・したいこと」で担い手として参加できる呼び掛けや機会づくりを積極的に行うとともに、市民、団体、事業者等の連携強化に向け、担い手のネットワークの充実を図ります。

また、福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため、人と関わり、生活を支

える仕事の魅力を伝える取組を充実し、福祉に関する仕事の担い手の確保に向けた取組を推進します。

⑥ 地域福祉活動を支える

市民、団体、事業者等の地域福祉活動を支援し、活動への参加意識が取組として効果的に展開・継続されるよう、拠点、財源、情報、専門的助言等の支援を充実します。

また、「活動を支援することも大切な参加形態の一つだ」ということへの理解を広げ、クラウドファンディング(※)等による“寄附文化”的醸成を促進します。

※ インターネット経由で、事業・プロジェクトの目的、計画、目標金額等をインターネット上で提示し、不特定多数の人に寄附を呼び掛け、必要額が集まった時点で事業・プロジェクトを実施することです。

⑦ 一人一人の権利を守る

認知症がある高齢者、障害者など、判断能力が十分ではない人が地域で自立した生活を送れるよう、寄り添い支援する取組を充実します。

また、高齢者、障害者、児童等への虐待、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力)等の権利侵害や差別的な事象を無くすための取組を推進します。

あわせて、担い手の意識やスキルも一層高め、支援を受ける人の立場でサービスや活動の質を高める取組を推進します。

⑧ 地域のつながりを広げる

ライフスタイルの変化等により、地域のつながりが変化する中、地域福祉を推進する基盤づくりとして、生活や日常的な活動の場となる地域（一人一人の暮らしの場面に応じたそれぞれのエリア）での、多様な人や組織のつながりづくりを推進します。

⑨ 快適で安全なまちをつくる

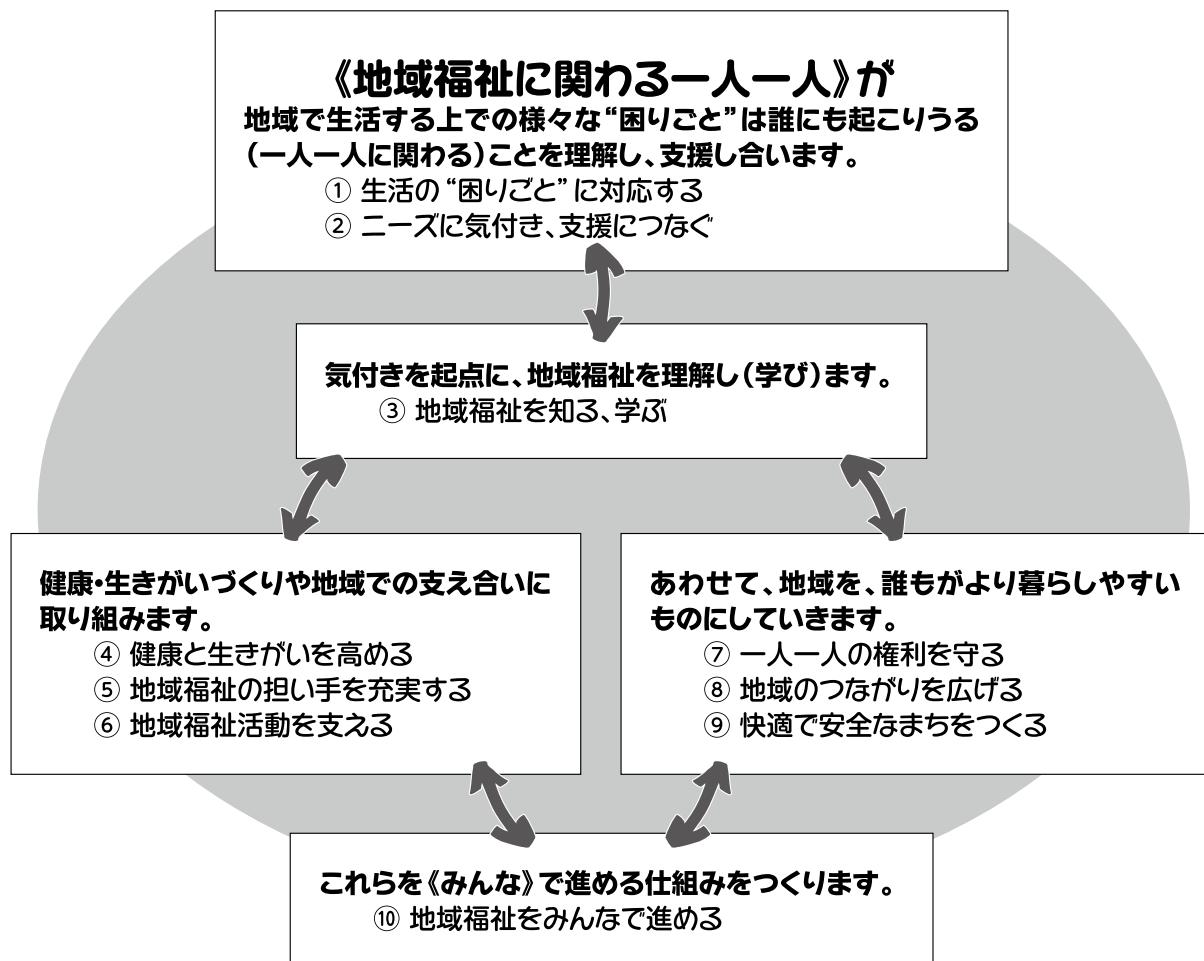
誰もが快適に日常生活や社会参加ができるユニバーサルデザイン（誰もが利用できる設計）のまちづくりを進めるため、都市施設の整備、情報伝達、移動支援等の取組を充実するとともに、一人一人がお互いに思いやりの気持ちやマナーを高めます。

また、弱い立場に置かれたがちな人にも配慮した、災害時、緊急時等での備えや対応、犯罪及び事故が起これにくいまちづくりを、市民の意識を一層高めながら推進します。

⑩ 地域福祉をみんなで進める

地域の様々な力をいかし、①から⑨までの取組を一層効果的に推進するため、公民分野の枠を超えて、本市の地域福祉に関わる多様な人や組織が集まって話し合い、分担・協働して取組を進めていく場や仕組みの充実を図ります。

取組の柱の流れ



3 役割分担と協働の考え方

地域の多様な人や組織が、各自の得意なことをいかして、“おたがいさま”で役割分担し、協働して地域福祉を推進します。

① 市民一人一人

地域福祉は、「より良い暮らしを送っていく上で一人一人に関わること」ということを理解し、自分や家族が健康で生きがいをもって暮らせるよう心掛け主体的に実践します。また、地域や地域で暮らす人に関心をもち、共に暮らす仲間としてお互いに存在を認め、尊重し合うよう努めます。

より一層暮らしやすい地域にするため、小さなことでも一人一人が「できること」、地域及び仲間同士での活動、仕事等を通じ、“おたがいさま”的な気持ちで各種活動に取り組みます。

② 地域福祉の基盤となる活動（地域型の活動）を行う団体

《自治会（婦人会、子ども会、老人会等）、地域協働協議会、民生委員・児童委員（校区委員会）、校区福祉委員会等》

自治会、婦人会、子ども会、老人会等の身近な地域組織は、「身近な地域でのつながりづくり」を進めるため、多くの人の参加を呼び掛けます。また、最も身近な地域福祉の担い手として、お互いに気に掛け合い、困ったときは支え合える活動を進めます。

民生委員・児童委員は、生活の様々な“困りごと”的な相談に対し、必要に応じて専門機関につなげるなど、地域とのつながりづくりを進める援助等を行います。

校区福祉委員会は、地域協働協議会と連携するとともに、市民やテーマ型の活動を行う団体等ともネットワークを広げ、自治会等だけでは対応が難しい課題に応じた活動を進めます。

地域協働協議会は、様々な団体等の参加と協働により、地域の実情に応じた活動を効果的に進めます。

③ テーマに焦点を当てた活動（テーマ型の活動）を行う団体

《ボランティアグループ、NPO、当事者団体等》

新たな担い手を増やすため、呼び掛けを行いながら、地域福祉の課題解決、生活の“困りごと”を支援し合う活動、それらの事業化・制度化に向けた取組を進めます。

また、地域福祉の推進に取り組む団体、事業者、関係機関等との連携を強化

することで、それぞれの活動をより一層充実するとともに、得意とする支援で協働し、本市の地域福祉を推進します。

④ 福祉サービスを提供する事業者

《社会福祉法人、介護保険や障害福祉のサービスを提供する事業者等》

福祉サービスを利用する人が地域とつながりをもち安心して暮らすことができるよう、地域福祉の視点に立ち、様々な福祉ニーズに的確に応えるサービスの提供に取り組みます。

また、社会福祉法人による「地域貢献委員会」の取組等も通じ、地域で生活している人を広く支援するとともに、市民、団体、事業者等の地域福祉活動との連携や、福祉のプロとしての専門性、人材、拠点等をいかした活動を推進します。

⑤ 日常の生活に関わるサービスを提供する事業者

《ライフラインの検針、新聞・郵便の配達、宅配、医療などの日常生活に関わるサービスを提供する事業者等》

市民の日常生活に関わりの深い事業者は、事業を通じて、声掛け、異常を感じた時の通報、支援ニーズの把握、地域の担い手としての活動支援を行うなど、事業者の特性をいかした取組を進めます。

⑥ 社会福祉協議会

地域福祉を推進する関係機関と連携し、専門性やコーディネーターとしての役割を發揮することで各取組を充実するとともに、お互いに協力して効果的な取組が展開できるよう、先導、支援します。

そのため、地域福祉に関わる人、「公」と「民」の団体、機関等が幅広く参加できる「地域福祉のプラットホーム」（協議と連携の場）としての役割を一層強化します。

また、地域に根ざした支援を進める上での“つなぎ役”を担うコミュニティソーシャルワーカー（C S W）を始め、地域福祉の視点に立った相談支援や、地域と連携して生活を支援する事業を、先駆的に推進します。

⑦ 市や地域福祉に関わる公的な機関

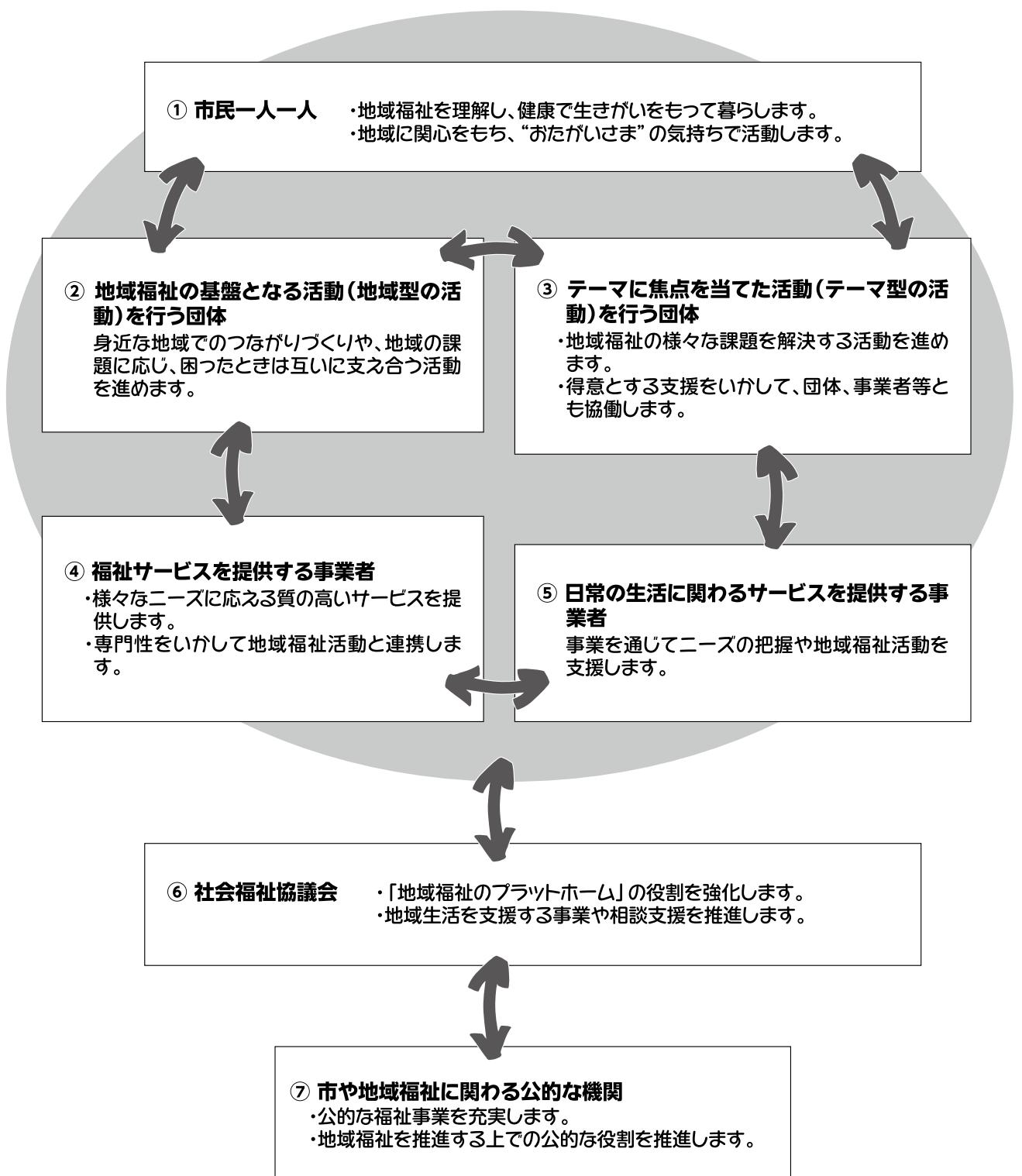
地域福祉の土台である公的な福祉事業を充実するため、制度の枠を超えた様々な福祉ニーズに対応できる枠組みを再構築します。

民間だけでは取り組めない課題について、市民、団体、事業者等と協働する

とともに、行政の総合力をいかすなど、公的な役割を發揮し取り組みます。

地域福祉に多くの市民、団体、事業者等が参加し、協働して進めていくための仕組み、環境整備等の条件整備を推進します。

各主体の役割分担と協働



4 エリアごとの取組と連携の考え方

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

① 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気付き、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にした取組を進めます。

② 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

③ コミュニティセンターエリア（2中学校区）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターエリアを設置しておりますが、介護保険制度や子育て支援の面では、コミュニティセンターエリアを圏域としつつ、中学校区ごとに設置している、地域包括支援センターや地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）により、高齢者、子育てをしている人等への取組を推進しています。

こうした取組の成果を一層いかすため、地様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

④ 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、N P O等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組みます。

エリアごとの取組と連携

① 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】



② 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】



③ コミュニティセンターエリア（2中学校区）

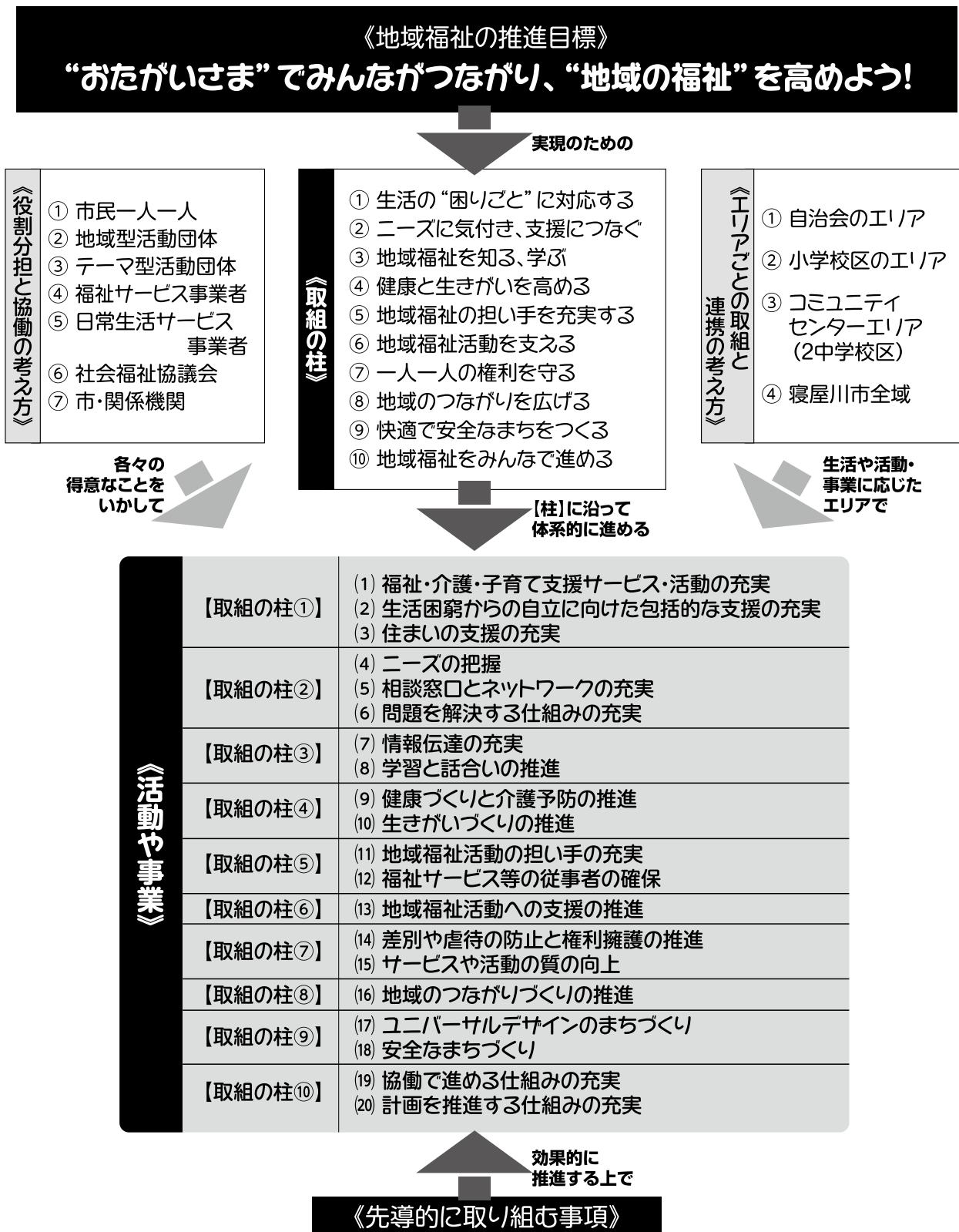
【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携エリア】



④ 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

計画の体系



《取組の柱》に沿って体系的な取組を協働で進めるため、20項目の《活動や事業》について〔取組を進める上で共有する視点〕を定めました。

市は、〔市が取り組む方向〕に基づき、次章で示す《先導的に取り組む事項》を始めとした事業を、分野別の計画、各部署の事業等と連動させて推進します。

それぞれが“できること・したいこと”を考え、協力して活動や事業を推進します。

【取組の方向として示したこと】

〔取組を進める上で共有する視点〕

各々の《活動や事業》を効果的に役割分担とともに、協働して取組を進める上での「共有する視点」を定めました。

また、この視点に基づき、取組についての振り返り（評価）を行うとともに、成果と課題を踏まえ、更にステップアップを図ります。

〔市が取り組む方向〕

市が、市民、団体、事業者等と協働して事業を行っていく上での、基本的な方向を定めました。

各項目に関する部局では、年度ごとに計画を立て事業を行うとともに、分野別の計画等にも反映させて、地域福祉の視点での体系的な施策を推進します。

〔あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと〕

〔市が取り組む方向〕も参考にし、それぞれの立場で“できること・したいこと”について「活動・事業を実施していくためのマイプラン」(※)をつくり、お互いに協力しながら取り組んでいきましょう。

※ 計画の概要版などを通じて、以下のような事項のプランの作成を呼び掛けます。

- ・取り組みたい項目
- ・あなたやあなたが所属している団体でできること・したいこと
- ・活動・事業を進める上で、市民、団体、事業者等や市と協力したいこと
- ・活動・事業を進める上で、団体、事業者等や市に支援してほしいこと

【取組の体系】

《取組の柱》	《活動や事業》
1 生活の“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 (3) 住まいの支援の充実
2 ニーズに気付き、支援につなぐ	(4) ニーズの把握 (5) 相談窓口とネットワークの充実 (6) 問題を解決する仕組みの充実
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実 (8) 学習と話し合いの推進
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進 (10) 生きがいづくりの推進
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実 (12) 福祉サービス等の従事者の確保
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 (15) サービスや活動の質の向上
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進
9 快適で安全なまちをつくる	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 安全なまちづくり
10 地域福祉をみんなで進める	(19) 協働で進める仕組みの充実 (20) 計画を推進する仕組みの充実

《活動や事業》ごとの [取組を進める上で共有する視点] 及び [市が取り組む方向]

取組の柱	活動や事業	取組を進める上で共有する視点
1 生活の“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実	* 新たな課題、制度の狭間などを含めた様々なニーズに対応する活動を推進します。 * 各々の強みをいかして協働し、効果的に支援します。
	(2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実	* 一人一人の状況に応じた生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を推進します。 * 誰もが社会から孤立しないよう支援します。
	(3) 住まいの支援の充実	* ニーズに応じた暮らしの場の確保を支援します。
2 ニーズに気付き、支援につなぐ	(4) ニーズの把握	* 自分や周りの人のニーズへの気付きを推進します。
	(5) 相談窓口とネットワークの充実	* 身近で気軽に相談できる場を増やします。 * 適切な窓口や機関につながる仕組みを充実します。
	(6) 問題を解決する仕組みの充実	* 様々な主体が協働して効果的に解決する仕組みを充実します。
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実	* 地域福祉に関する情報を、様々な方法で発信します。 * 情報を必要な人に的確に伝えます。
	(8) 学習と話合いの推進	* 様々な場での学習や話合いを推進します。
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進	* 主体的な健康づくりや介護予防を推進・支援します。
	(10) 生きがいづくりの推進	* つながりや役割のある暮らしを推進・支援します。
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実	* ニーズに応じて参加できる活動をつくります。 * 活動への参加を支援します。 * 担い手が連携し活動を充実します。
	(12) 福祉サービス等の従事者の確保	* 福祉の仕事への理解を推進します。 * 就業環境を充実します。
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進	* 多様な活動の立ち上げや継続を支援します。

市が取り組む方向	あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は
<ul style="list-style-type: none"> 分野別計画等に基づき、ニーズに応じたサービスの確保を推進します。 狭間の無い体系的な支援のために、サービスの開発や再構築に取り組みます。 市民、団体、事業者等の取組を支援し、連携を強化します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を充実します。 生活保護の適正な給付と自立支援を推進します。 様々なニーズに応じた就労支援を推進します。 ひきこもりの防止や社会参加の支援を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を支援する住宅や居住型の施設の確保と、入居への支援を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 予防や気付きのための情報発信を充実します。 見守りや声掛けを通じたニーズの把握を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> “困りごと”の相談が的確に（ワンストップ的に）つながる仕組みを充実します。 地域に密着した相談支援を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 問題解決に協働で取り組み、新たな制度や資源につなぐ仕組みを充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 様々なメディアや場を活用し、情報を発信します。 必要な人に情報を伝える取組を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学校、地域、職場等の様々な場での、実践的な福祉学習や話合いを推進・支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 心と身体の健康づくりや介護予防の取組への支援を充実します。 地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 主体的に取り組む意識づくりを支援します。 様々なニーズに応じた社会参加を支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 市民の様々なニーズに応じた活動づくりを推進・支援します。 参加の呼び掛けやきっかけづくりを充実します。 担い手のネットワークづくりを推進・支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保に向けた取組を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 活動の基盤や条件（拠点、財源、情報など）づくりを推進・支援します。 活動に対する専門的な支援を充実します。 	

取組の柱	活動や事業	取組を進める上で共有する視点
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進	* 差別の解消や権利擁護への理解を広げます。 * 虐待や権利侵害の予防、発見、解消に取り組みます。 * 判断能力が十分ではない人の自立した生活を支援します。
	(15) サービスや活動の質の向上	* “自分らしい暮らし”を支えるため、支援の質を高めます。
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進	* 地域での人や組織のつながりを強化します。 * 支援が必要な人と地域とのつながりを強化します。
9 快適で安全なまちをつくる	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり	* 誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進します。 * 移動の支援を充実します。
	(18) 安全なまちづくり	* 防災の取組や災害時・緊急時の支援体制を充実します。 * 犯罪、事故などを防止し、安全なまちづくりを推進します。
10 地域福祉をみんなで進める	(19) 協働で進める仕組みの充実	* 地域福祉について話し合い、協働を進める場を充実します。
	(20) 計画を推進する仕組みの充実	* 役割分担と協働をP D C I サイクルにより推進します。

市が取り組む方向	あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な差別や偏見を無くすための啓発、権利を守るために取組を推進します。 ・虐待等の防止と解決に向けた取組を充実します。 ・後見的な支援の体制を充実します。 ・権利擁護を進める仕組みを充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス・活動の質や担い手の力を高める支援を充実します。 ・サービス評価や苦情解決の取組を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・つながりづくりのための取組や場づくりを推進・支援します。 ・支援が必要な人と地域とのつながりづくりを推進・支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設や建築物のバリアフリー化を推進します。 ・情報のバリアフリー化を推進します。 ・市民の理解やマナーを高める取組を推進します。 ・公共交通や移動を支援するサービスを充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や緊急時の支援体制を充実します。 ・ニーズに応じた避難対策を推進します。 ・犯罪や事故から弱者を守る取組を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域、テーマなどに応じた様々な話合いの場づくりを推進・支援します。 ・社会福祉協議会の“地域福祉のプラットホーム”としての機能の充実を支援します。 ・市域を越えた広域的な取組を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画推進委員会」を中心とした、多様な参加により計画を推進します。 ・「(仮称) 福祉のまちづくりひろば」及び「(仮称) 地域福祉推進会議」を設置し、計画に基づく施策・事業を効果的に推進します。 	



《取組の方向》に基づく活動や事業を市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働して効果的に推進していく上で、基盤づくりや緊急性の高い課題への対応として、市は次の事項に先導的に取り組みます。

※ 以下、【重点的に取り組む事項】のうち、進捗状況を評価する上での指標として、具体的な数値や項目を掲げができるものを【推進目標】として列記しています。

1 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実

【背景と目的】

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域における福祉課題を効果的に解決していくための重要なキーワードの一つが“つなぐ”ということです。

今後、超高齢社会に対応する取組として構築する「地域包括ケア」を進めるに当たっては、地域福祉活動とも効果的に連携し、市民の“困りごと”に対応する仕組みづくりを進めていくことが重要です。

そのため、保健福祉に関する多様な人、機関が協働して課題解決、取組等を進めることができる仕組みを充実するとともに、こうした取組の推進役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制を強化します。

【重点的に取り組む事項】

(1) 問題を解決する協議の場の設置

本計画に基づく活動や事業を推進するための地域福祉関係者の協議の場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

また、当ひろばで、分野別の施策等を検討する会議（地域ケア会議、自立支援協議会、生活困窮者自立支援事業庁内会議など）との連携により、分野や公民の枠を超え、地域福祉の視点で協働して支援する方策について協議します。

(2) 多様なつながりをいかした情報伝達の推進

“福祉に関する情報が無いため、適切な支援につながらない”という状況を無くすため、必要な人に、必要な情報を伝える取組を充実します。

そのため、地域等において“つなぐ”取組を推進するに当たっては、身近な人、機関等が直接伝えることや、スマートフォンアプリ、メール、SNS（※）等のメディア（媒体）を活用した情報発信など、情報を受ける側のニーズに応じた取組を進めます。

※ 通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。

(3) 推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制・機能の強化

上記の相談支援、協議、情報伝達、拠点づくり等の“つなぐ”取組を推進するとともに、以下の「2」～「5」の取組を進めるに当たって、既存の制度等では対応が困難な課題などに地域の様々な力と協働して対応する専門職として社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカーの体制を、地域包括ケア、生活困窮者自立支援の取組等とも関連付けて効果的に強化します。

【推進目標】

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ○ (仮称)福祉のまちづくりひろば | 設置 |
| ○ 「メールねやがわ」 やスマートフォンアプリを利用した情報配信 | 実施 |
| ○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） | 7人 → 12人 |

2 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進

【背景と目的】

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域の様々な力による支援が一層重要なとなっています。

本市では、市民、団体、事業者等により、様々な地域福祉の活動や事業が展開されていますが、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するためにも、地域の力が一層重要なとなっています。

より多くの人が、“できること・したいこと”で参加することで、日常生活での様々な“困りごと”にきめ細かく対応するとともに、市民一人一人が元気になり、つながりのある住み良いまちづくりを進めるため、様々なニーズに応える活動と担い手づくりを推進します。

【重点的に取り組む事項】

(1) 参加しやすい活動づくりの推進

大きな負担感を感じることなく気軽に参加しやすい、地域での健康・生きがいづくりなどにつながる活動を、自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会等の地域組織と連携して推進します。

また、高齢者を含め、様々な世代が担い手としての「地域デビュー」のきっかけづくり、人生経験をいかした様々な活動の場づくりなどを推進します。

(2) 子どもや若い世代が“受け手”・“担い手”となる活動の推進

子育て支援や子どもの健全育成を地域で支える取組を一層推進するため、福

祉関係機関のみならず、学校、PTA等の教育分野の機関・団体、地域の様々な団体などとも連携を図り、子どもや若い世代との相互理解に基づく参加による、世代を超えた活動を推進します。

(3) 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進

地域福祉活動の担い手を確保するとともに、支援を受ける際の負担感の軽減を図るため、より一層多くの人が、ポイント、謝礼などを介する有償活動に参加できる仕組みを推進します。

また、様々な“困りごと”を解消するとともに、地域就労の場を増やすため、地域資源をいかして活動するNPO等のコミュニティビジネス（※）を推進します。

※ 市民の生活に密接に関わる課題を解決するため、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

(4) 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進

福祉、介護、子育てなどのサービスをニーズに応じて的確に提供できるよう、事業者と連携して従事者を確保するための取組を推進します。

また、介護する人の負担を軽減しながら介護される人の自立支援を進める介護ロボット等の普及を促進するための取組についても研究していきます。

【推進目標】

- | | |
|-----------------------------|----|
| ○ 様々な世代のニーズに対応する有償活動の仕組みづくり | 実施 |
| ○ 子育て応援リーダー活動等の推進 | 実施 |
| ○ 生活支援・介護予防サービスの担い手づくり | 実施 |
| ○ 福祉有償運送サービスの推進 | 実施 |



3 災害時・緊急時の支援の充実

【背景と目的】

誰もが安心して心豊かに暮らせるよう、市民一人一人が自分の安全は自分で守るという自助の取組を一層進めるとともに、災害時や緊急時に支援が必要になることが多い、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯などを、“おたがいさま”の意識で、地域で支えることが重要です。

いざというときに的確に対応するため、様々な関係者が連携し、プライバシーを大切にしながら必要な情報を得ることができる仕組みと、様々な状況での支援体制の構築を図ります。

【重点的に取り組む事項】

(1) 支援が必要な人と地域のつながりづくり

「避難行動要支援者名簿」、救急医療情報キット（命のカプセル「あんしん」）等の情報、社会福祉協議会が取り組んでいる「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」などを効果的に活用し、誰もがどこかでつながり合う“支え合いのマップ”を共有するとともに、「避難行動要支援者支援プラン」の作成を推進し、地域協働協議会、自主防災組織、自治会、校区福祉委員会等の地域の組織、福祉事業者、ボランティア団体などが連携し、支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、関心の高い災害時・緊急時における支援を切り口として、自分の安全を自分で守るという意識で必要な情報を共有する意識を高め、日常的に気に掛け合い、支え合う関係づくりを促進します。

(2) 災害時の支援体制の充実

今後発生し得る災害に対応するため、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するととともに、地域組織、事業所、学校、支援者、ボランティア等と連携し、様々な状況を想定した支援体制づくりを推進します。

また、住宅の耐震化を推進するとともに、支援が必要な人が無事に避難生活を送れるよう、地域の避難所での配慮に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、福祉避難所の整備を一層推進します。

【推進目標】

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ○ 避難行動要支援者名簿の同意率 | 37% → 50% |
| ○ 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 実施 |
| ○ 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練 | 実施 |

4 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実

【背景と目的】

雇用環境の多様化、家族・地域でのつながりの希薄化等により、生活に困窮するリスクの高い人が増加する中、生活保護受給者以外の生活に困窮する人への支援を拡充する「第二のセーフティネット」として、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、本市では生活に困窮する人に対する自立相談支援等を行っています。

こうした取組をニーズに応じて充実させながら、様々な“困りごと”を抱える人の早期の把握と包括的な支援を行うため、多様なつながりづくりをいかした取組を進めるとともに、地域資源をいかし、住居、社会参加、就労の場などの確保を推進します。

【重点的に取り組む事項】

(1) ニーズの早期発見と支援へのつなぎ

市民、団体、事業者等のつながりを強化しながら、積極的に地域に出向く「アウトリーチ」などを通じ、生活に困窮する人のニーズを早期発見する取組を推進します。

また、自立性を高めながら、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、相談機能、寄り添って支援する体制などを一層充実します。

(2) 様々な資源をいかした自立支援の推進

事業者、地域組織等と連携し、中間的就労等も含めた、働く場、社会参加の場を増やします。

また、困難の内容に応じて、衣食住の提供、子どもの学習に関する支援などを行う体制づくりを推進します。

(3) 住まいの確保への支援の充実

生活に困窮している人の住居確保のための給付とともに、高齢者、障害者などが安心して生活できる住まいの確保を支援するため、地域の理解、関係者の連携等を図ります。

【推進目標】

- | | |
|-------------------------|----|
| ○ 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援 | 実施 |
| ○ 障害者の地域生活支援拠点等の整備 | 実施 |

5 権利擁護システムの推進

【背景と目的】

認知症がある高齢者の増加、障害者の地域移行の拡大などにより、判断能力が十分ではない人の権利擁護を支援する取組へのニーズが増える中、虐待及び権利侵害への適切な対応、差別を無くす取組等を一層推進していくことが重要です。

こうした権利擁護に関する取組を、福祉、法律の専門職等と協働して効果的に推進するため、権利擁護システムの構築等を進めます。

【重点的に取り組む事項】

(1) 権利擁護を進めるシステムの構築

高齢者、障害者などの権利擁護に関わる福祉、法律の専門職等が協働して取り組むシステムの構築を進めます。

(2) 後見的支援、日常生活支援等の体制の充実

金銭管理、契約などの日常生活における支援や、財産管理、身上監護などの後見的な支援のニーズに対応するため、市民や法人による担い手づくりを推進します。

また、市民一人一人にとって、後見等の支援が必要になったときの備えとなり、今後の人生を考え、目標をもってよりよく生きるためのプランとして「(仮称)ワガヤネヤガワ・ライフプランノート」づくりを推進します。

(3) 虐待・権利侵害を予防する取組の推進

高齢者、障害者、児童等への虐待、権利侵害、ドメスティック・バイオレンスなどの防止及びその適切な対応を推進するため、各分野での取組を一層推進します。

また、権利侵害の要因と考えられる年齢、性別、国籍、障害、信条、身分等に関するあらゆる差別を無くすため、学習や啓発を通じた理解を促進します。

【推進目標】

- | | |
|----------------------------|----|
| ○ 法人後見実施主体の設立支援 | 実施 |
| ○ 市民後見人等の養成 | 実施 |
| ○ (仮称)ワガヤネヤガワ・ライフプランノートの作成 | 実施 |

資料

計画策定の経過

平成27年 7月31日～8月15日 市民アンケート調査を実施

8月28日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

9月17日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

9月18日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

9月28日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第1回）を開催

11月6日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第2回）を開催

11月18日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

11月24日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

11月24日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

11月30日～平成28年2月3日 関係者アンケート調査を実施

12月11日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第3回）を開催

平成28年 1月8日～2月8日 パブリック・コメント手続を実施

3月4日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第4回）を開催

3月 第三次寝屋川市地域福祉計画を策定

寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則

(寝屋川市規則第16号)

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において高齢者福祉活動を行う団体の構成員
- (4) 市内において児童福祉活動を行う団体の構成員
- (5) 市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員
- (6) 市内で活動するボランティア団体の構成員
- (7) 市内において医療活動に従事する者
- (8) 寝屋川市社会福祉協議会の構成員
- (9) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により寝屋川市の区域に置かれた民生委員・児童委員

2 委員の任期は、2年以内で、市長の定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。

寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿

氏 名	団 体 名 等	備 考
上 田 賀 世	公募市民	
大 村 武 司	公募市民	
長谷川 富美子	大阪府寝屋川保健所 企画調整課長	
山 本 隆	関西学院大学 人間福祉学部 教授	委員長
坂 口 善 治	寝屋川市老人クラブ連合会 会長	
三 和 清 明	特定非営利活動法人 寝屋川あいの会 理事長	
山 田 和 広	社会福祉法人 栄光会 理事長	
園 田 茂 香	サークルSORA 相談役	
朽 見 圭 子	寝屋川市障害者団体協議会 書記長	
藤 本 英 祐	わくわく未来塾 代表	
香 川 英 生	一般社団法人 寝屋川市医師会 副会長	副委員長
白 川 清 曠	社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会 理事	
佐々木 美 幸	寝屋川市民生委員児童委員協議会 会長	

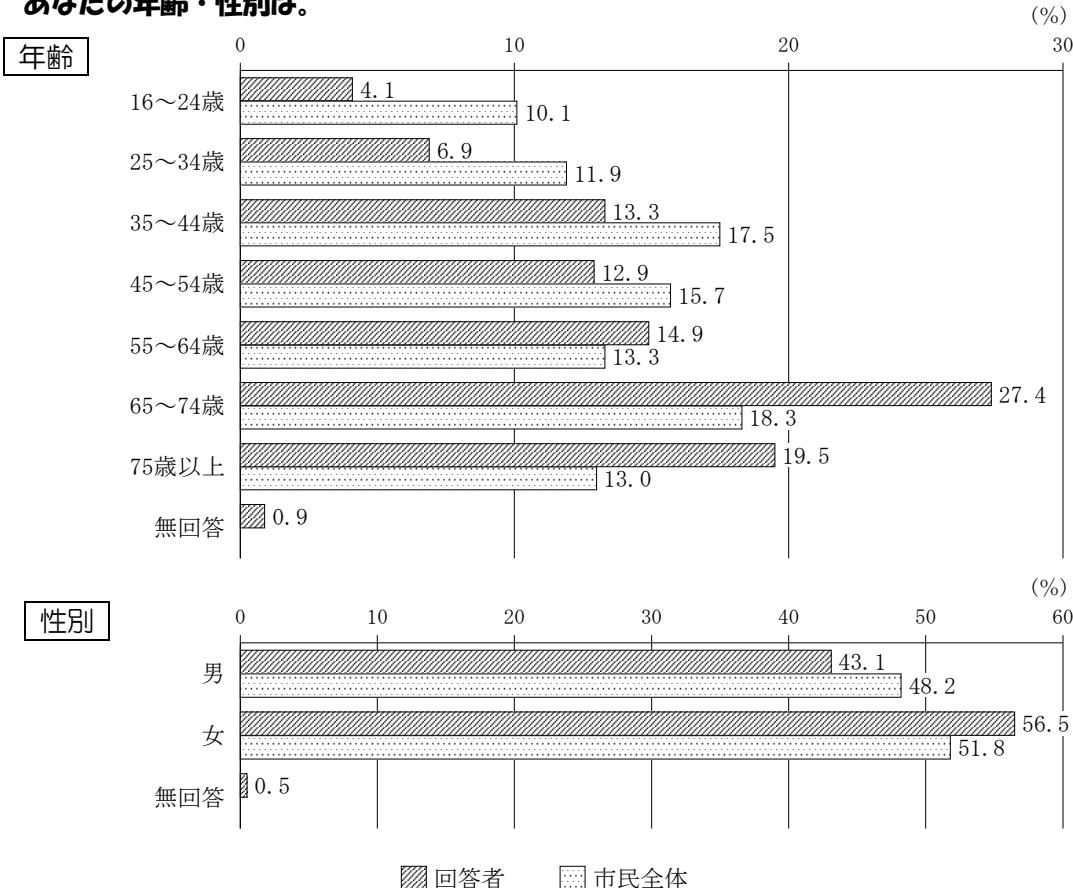
(敬称略・寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条における規定順)

地域福祉に関する市民アンケート調査の結果

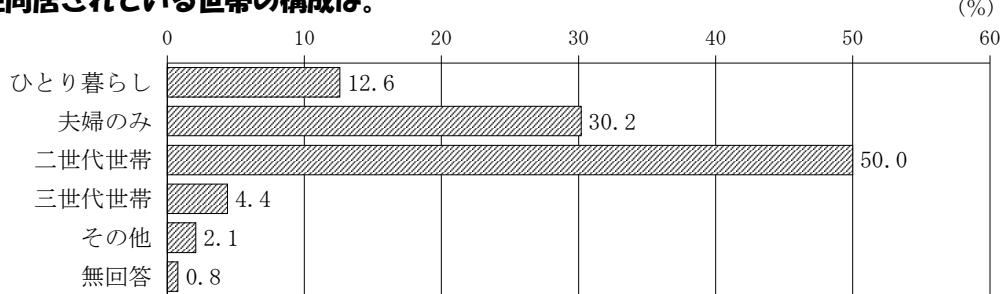
【調査の概要】

- 調査目的：第三次寝屋川市地域福祉計画の策定に向け、地域で生活する上でのニーズや地域福祉活動への参加に関する意見などを広く市民からお聴きするため実施しました。
- 調査対象：16歳以上の市民を対象として、平成27年7月1日現在の住民基本台帳から3,000人を無作為に抽出しました。
- 調査方法：郵送で調査票の配布・回収を行う自記式質問紙法で実施しました。
- 実施時期：平成27年7月31日から8月15日まで実施しました。
なお、9月8日までに到着したものは有効として集計に加えました。
- 回収状況：有効発送数 2,973通 有効回収数 1,061通 有効回収率 35.7%

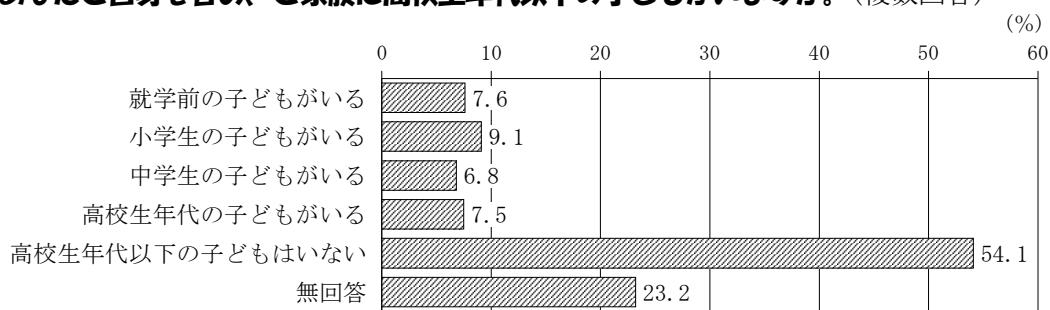
問1 あなたの年齢・性別は。



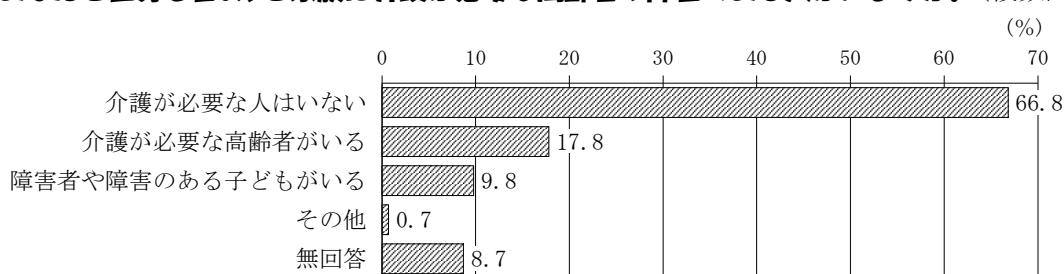
問2 現在同居されている世帯の構成は。



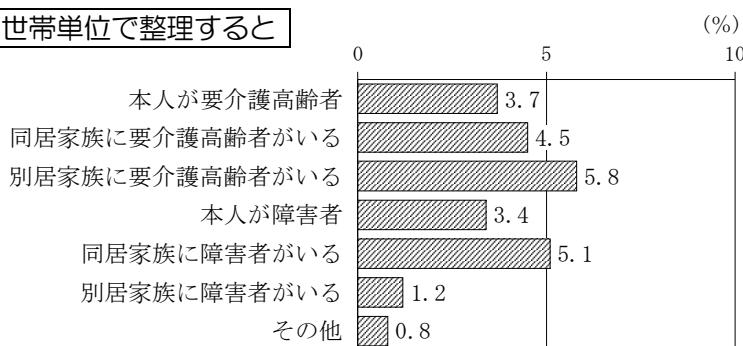
問3 あなたご自身を含め、ご家族に高校生年代以下の子どもがいますか。（複数回答）



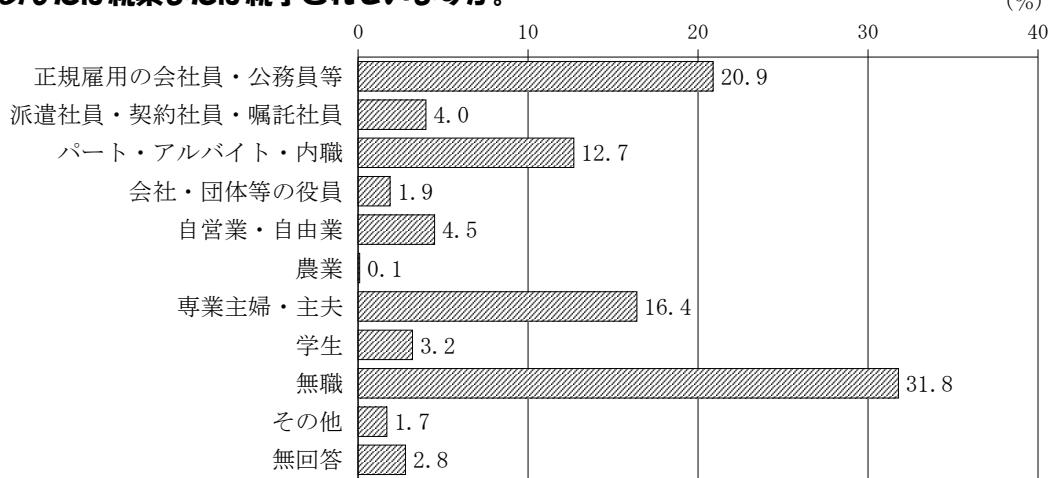
問4 あなたご自身を含め、ご家族に介護が必要な高齢者や障害のある人がいますか。（複数回答）



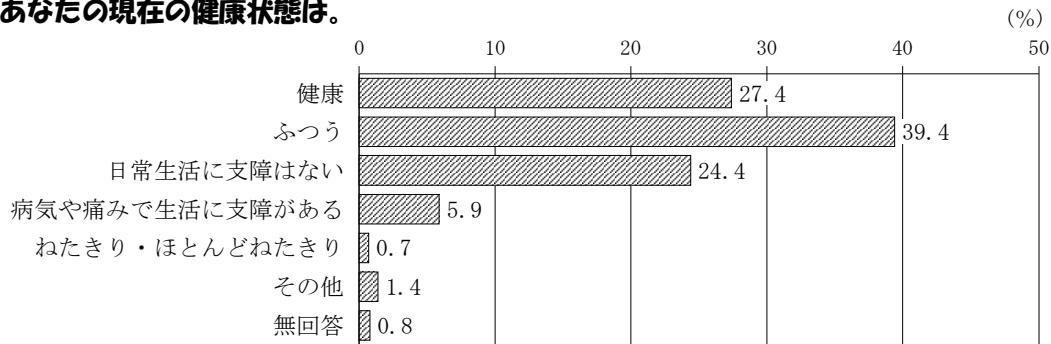
世帯単位で整理すると



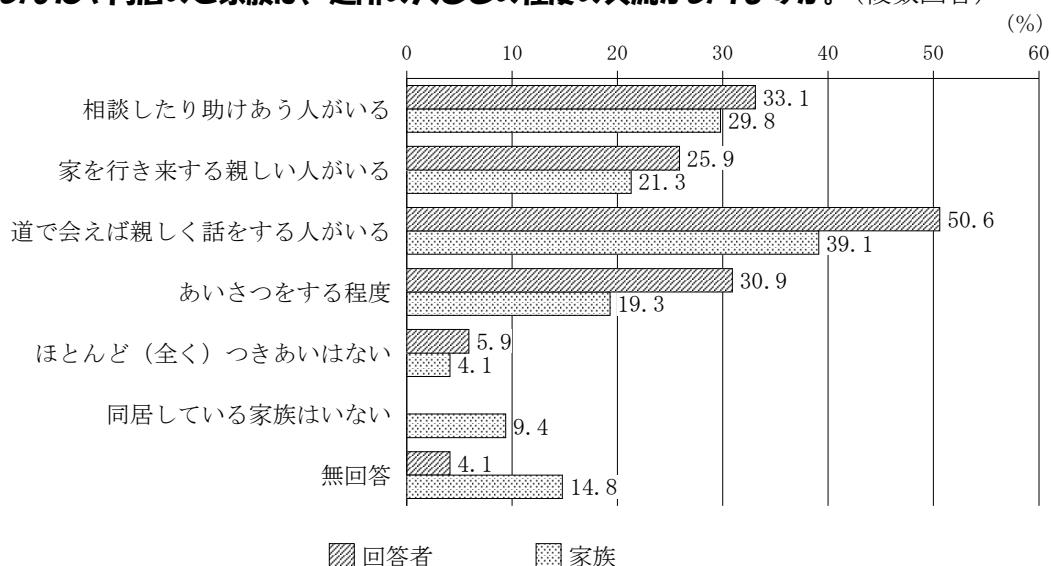
問5 あなたは就業または就学されていますか。



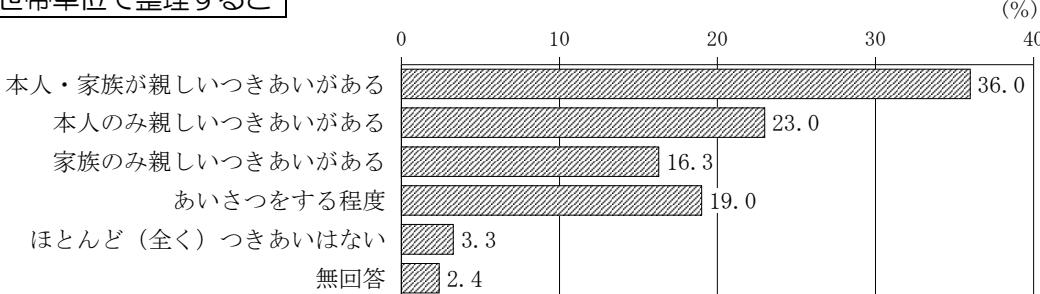
問6 あなたの現在の健康状態は。



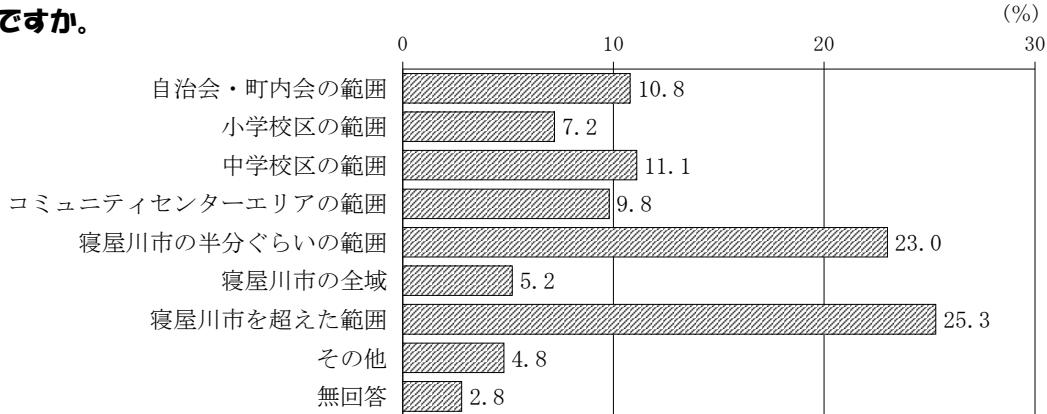
問7 あなたや同居のご家族は、近所の人とどの程度の交流がありますか。(複数回答)



世帯単位で整理すると



問8 通勤や通学は除いて、あなたが日常の買物、活動などで行動する範囲は、次のどれに近いですか。



問9 あなたは、現在お住まいの地域での暮らしに関する次のことについて、どのように感じていますか。



■ そう思う

■ どちらかといえばそう思う

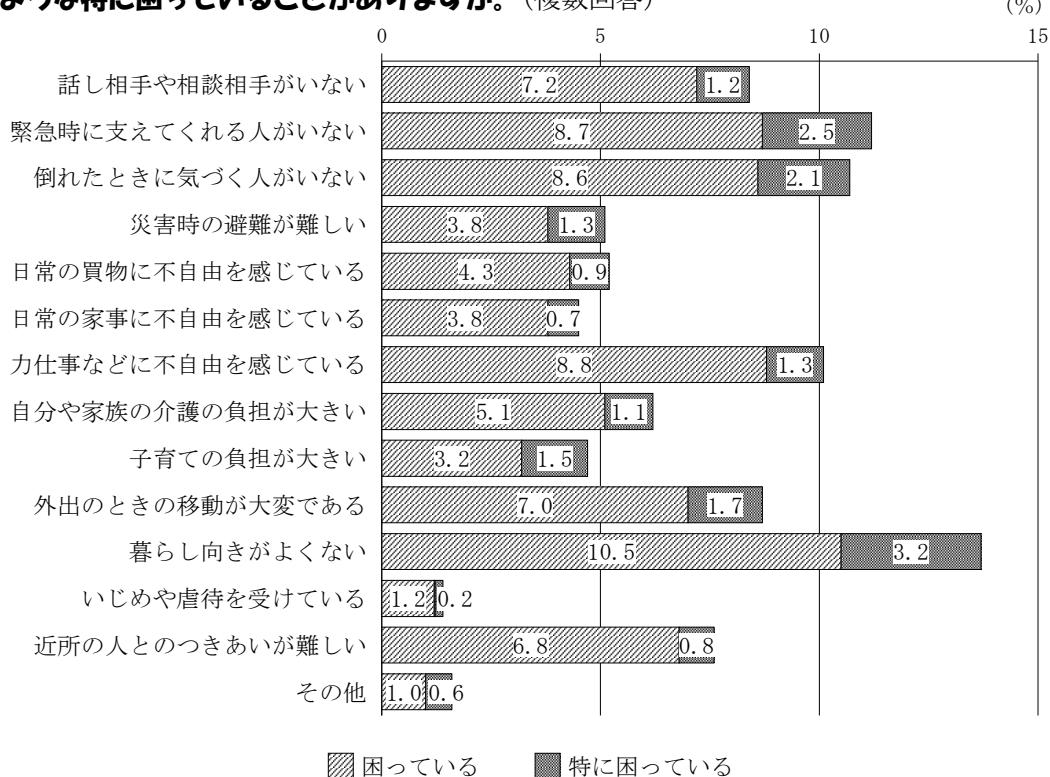
□ わからない

□ 無回答

■ どちらかといえばそうは思わない

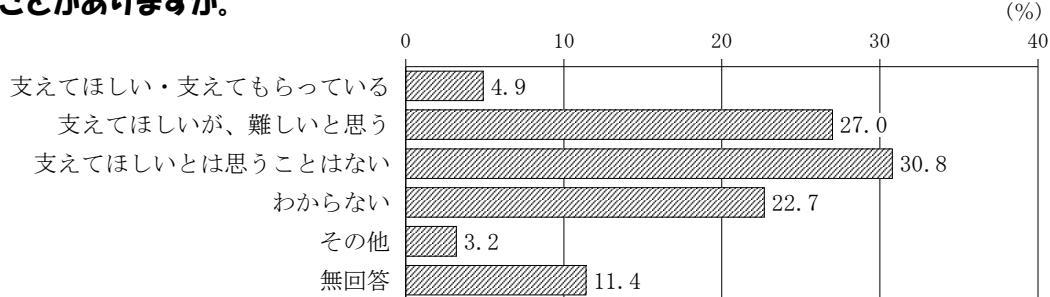
■ そうは思わない

問10 あなたは、日常生活で困っていることがありますか。また、だれかに助けてほしいと思うような特に困っていることがありますか。（複数回答）



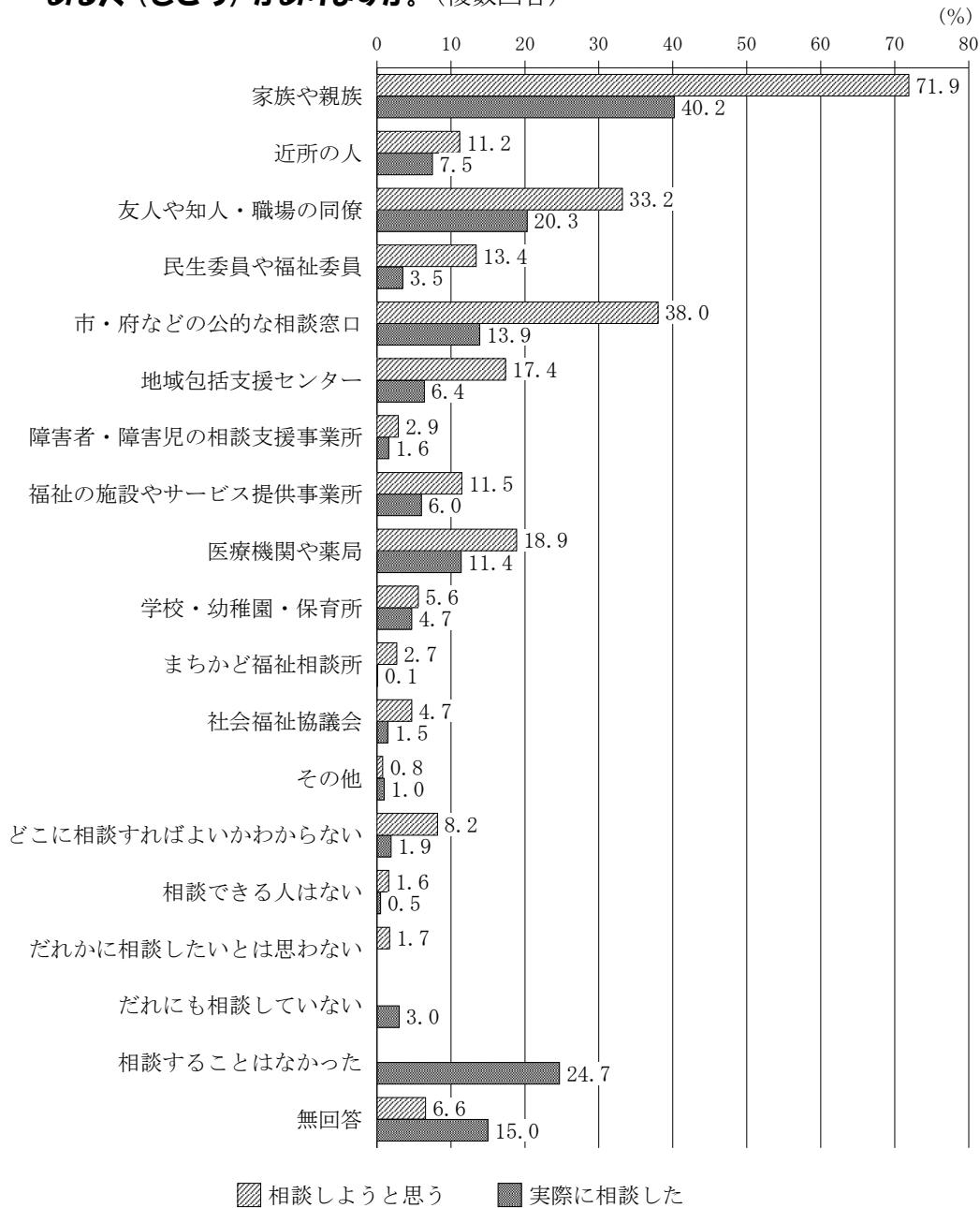
※ 問10について、「困っていることはない」と回答した人は全回答者のうち55.0パーセントでした。

問11 問10でお答えいただいたような「困りごと」について、近所の人に支援してほしいと思うことがありますか。

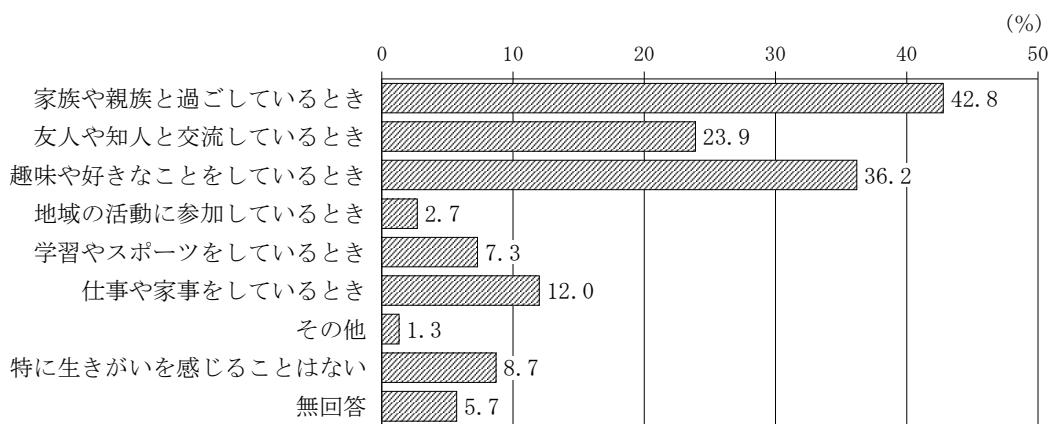


問12-① あなたは福祉、介護、子育てなどに関して困ったときに、だれ（どこ）に相談しようと思しますか。（複数回答）

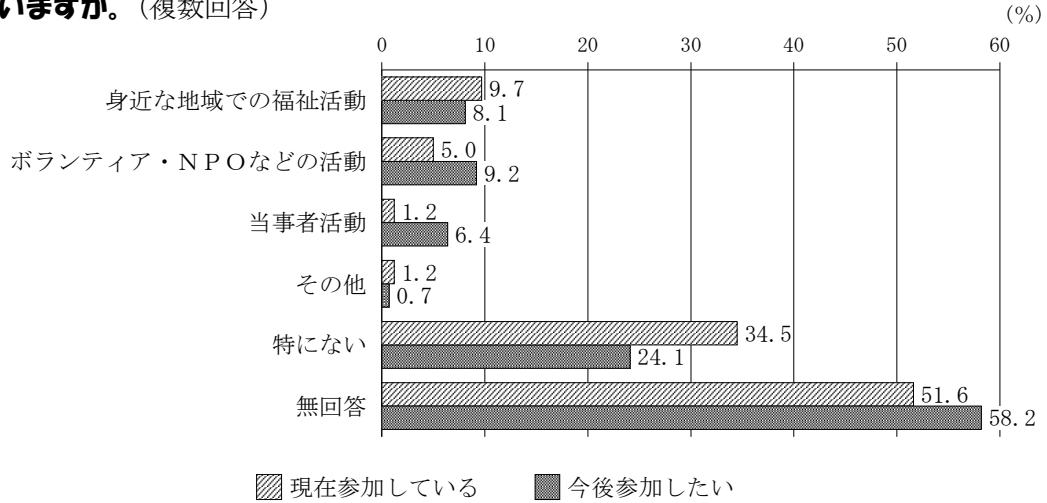
問12-② これまでに福祉、介護、子育てなどで困ったときに、あなたが実際に相談したことがある人（ところ）がありますか。（複数回答）



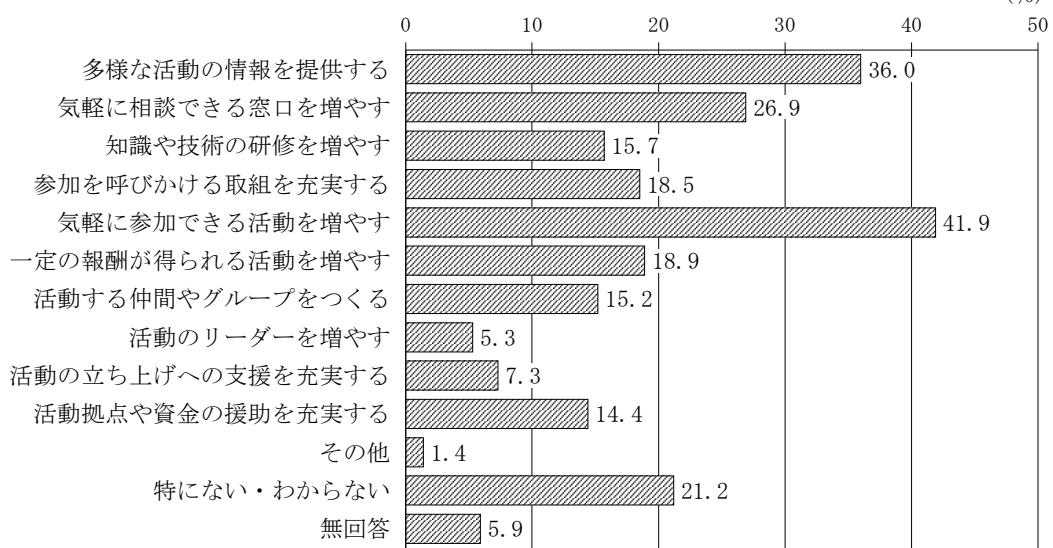
問13 あなたは、日常生活の中で、どのようなときに生きがいや充実感を感じますか。（複数回答）



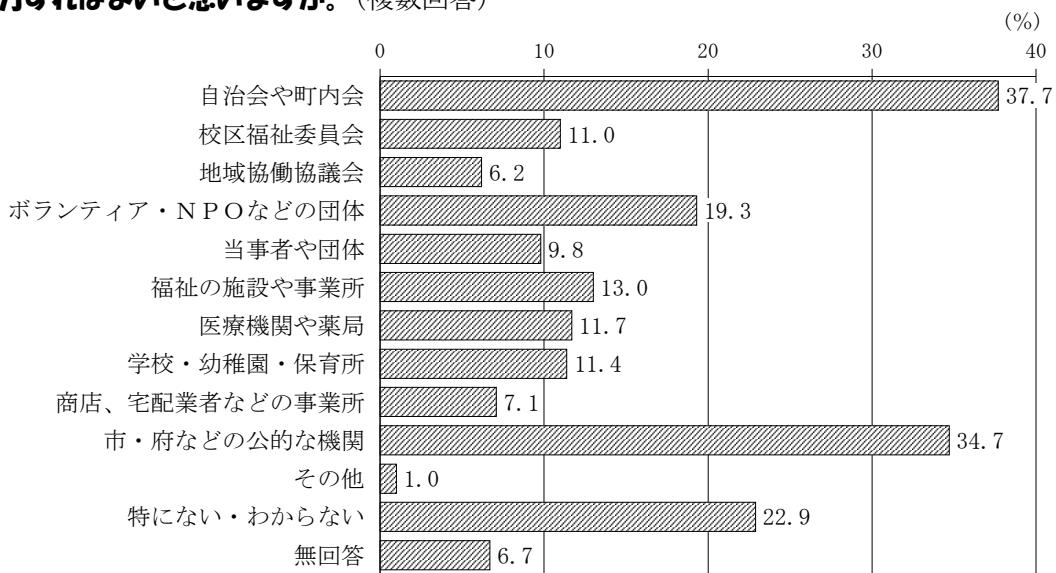
問14 あなたは、福祉に関する次のような活動に参加していますか。また、今後参加したいと思いますか。（複数回答）



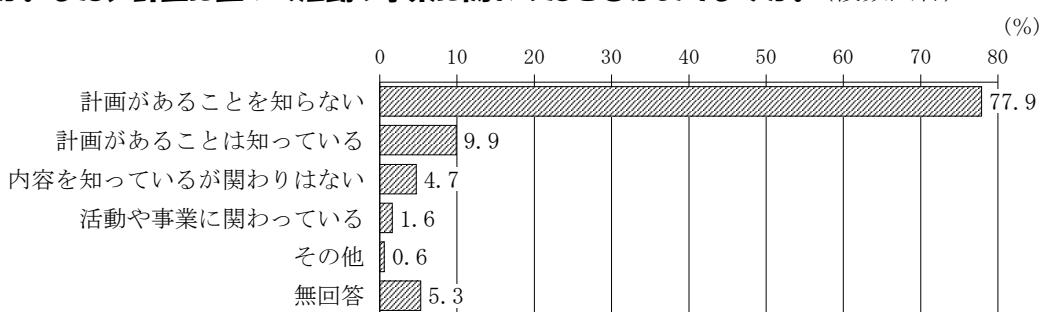
問15 市民が福祉に関する活動にもっと参加するには、どのような取組が「特に効果的」だと思いますか。（複数回答）



問16 地域での福祉活動をより充実するために、どのような団体や事業者等が積極的に参加・協力すればよいと思いますか。（複数回答）



問17 あなたは「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」（寝屋川市地域福祉計画）を知っていますか。また、計画に基づく活動や事業に関わったことがありますか。（複数回答）



用語説明

● N P O (Non-Profit Organization)

営利を目的とせずに、市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

か行

● 協働

市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、共に活動することです。

● 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業

孤立死の予防等を図るため、利用を希望する一人暮らし高齢者を対象に、地域の協力施設等が自宅の鍵を事前に預かり、地域における見守り活動などで異変に気付いた際、預かった鍵を使用し安否確認を行う社会福祉協議会の事業です。

● クラウドファンディング

インターネット経由で、事業・プロジェクトの目的、計画、目標金額等をインターネット上で提示し、不特定多数の人に寄附を呼び掛け、必要額が集まった時点で事業・プロジェクトを実施することです。

● 校区福祉委員会

「福祉のまちづくり」を進めることを目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、PTA、ボランティアなどで構成され、おおむね小学校区ごとに結成されている住民主体の福祉活動組織です。

高齢者、障害者、子どもなどへの見守り・声かけ活動、ふれあいサロン活動、身近な相談活動などを通じ、地域の身近な福祉問題の発見や解決に取り組んでいます。

● 後見（成年後見制度）

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理、契約行為などを支援する制度で、成年後見制度といいます。判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

財産管理、契約行為などを支援する人（後見人）は、弁護士、司法書士等の専門職、親族、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する知識・態度を身に付けた市民（市民後見人）、法人（法人後見）があります。

● 後見的支援

成年後見制度及びこれに類似した事業をいい、社会福祉協議会が福祉サービスの利用の援助、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業があります。

- コミュニティソーシャルワーカー（C S W）
様々な生活の“困りごと”のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着して行う専門職です。
- コミュニティビジネス
市民の生活に密接に関わる課題を解決するため、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。
- 孤立死
一人暮らしや高齢者だけで生活している世帯などで、地域から孤立した状態で亡くなることをいい、「孤独死」と呼ばれることがあります。

さ行

- 社会福祉協議会（社協）
社会福祉法で「地域福祉を推進する団体」と位置付けられ、住民、福祉の専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体などが参加・参画し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す、公共性と自主性をもつ民間の福祉団体です。
都道府県及び市町村に設置され、校区福祉委員会活動、ボランティア活動、福祉教育の推進、生活困窮者への支援など、地域の福祉力を高める様々な事業を行っています。
- 生活困窮者自立支援事業
生活困窮者の自立の確保、生活困窮者支援を通じた相互に支え合う地域づくりを目標とし、生活保護受給者以外の生活に困窮する人への支援を拡充する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などに対する包括的な支援を行う事業です。

た行

- 地域協働協議会
地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織です。

● 地域貢献委員会

市町村社会福祉協議会の組織構成会員である社会福祉法人の代表者等により構成され、それぞれの法人が運営する事業の対象種別（高齢者、障害者、児童）を超えて多様化・複雑化する福祉課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする組織です。

● 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場をいいます。地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座などを実施しています。

● 地域包括ケア

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

● 地域包括支援センター

高齢者の保健と福祉を包括的に支援するよう、健康な生活を維持するための介護予防の取組や、高齢者・家族等に関する権利擁護なども含めた相談・支援を、関係機関と連携して進める上での中核となる機関です。

● 中間的就労

一般就労(一般企業との雇用契約に基づく就労等)と、障害者を対象とするいわゆる福祉的就労との間に位置する就労であり、雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するものです。

は行

● バリアフリー（ユニバーサルデザイン）

障害のある人などの社会参加を妨げている、段差などの物理的なバリア、情報や制度のバリア、人々の意識上のバリアなどを無くしていくことをいいます。また、バリアフリーの考え方を含み、誰もが使いやすいものを作り、人々の意識を変えていこうという考え方を「ユニバーサルデザイン」といいます。

● 避難行動要支援者

自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難を図るために支援を要する人です。

● 避難行動要支援者支援プラン

避難行動要支援者についての対象範囲、避難行動要支援者名簿の作成方法等の支援策に係る全体計画と、一人一人に対する必要な情報を地域特性などを考慮し記述した個別計画で構成されるプランです。

● 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者への避難支援、安否確認等、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿です。

● 福祉有償運送

高齢者、障害者等のうち、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、社会福祉法人、N P O等が有償で行う車による移送サービスをいいます。

ら行

● ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

《第三次寝屋川市地域福祉計画》

みんながつながる地域福祉プラン

平成28年3月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部保健福祉総務課
(平成28年4月から福祉部福祉総務課に変わります)

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は500部作成し、1部当たりの印刷単価は378円です。